正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）として取り扱っているか。		
ホ　発明に係る情報の管理に関する措置を適切に講ずるため、発明に係る情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行っているか。	□	
ヘ　発明に係る情報の漏えいが発生し、又は発生するおそれがある場合における事務処理体制を整備しているか。	□	
二　人的な情報管理に関する措置の状況		
イ　情報取扱者の範囲を必要最小限にとどめているか。	□	
ロ　情報取扱者を追加するときは、あらかじめ、その者について、情報管理責任者に発明に係る情報を漏えいさせるおそれがあるか否かについての確認を行わせ、そのおそれがあると認められる場合は、発明に係る情報を取り扱わせないこととしているか。	□	
ハ　情報取扱者に対して、項目一ホの規程を遵守させるための措置を講じているか。	□	
ニ　情報管理責任者に他の情報取扱者に対する必要な教育及び訓練を行わせているか。	□	
三　物理的な情報管理に関する措置の状況		
イ　発明に係る情報を取り扱い、又は発明に係る文書等を保管する区域を特定し、その特定区域への立入りの管理及び制限をするための措置を講じているか。	□	
ロ　発明に係る文書等の保管は、特定区域において、適切な保管設備を用いて発明に係る情報の漏えいを防止するための措置を講じた上で行っているか。	□	
ハ　新たに発明に係る文書等を複製又は製作するときは、あらかじめ、その理由及び方法を示して、情報管理責任者の承認を得ることとし、その数は必要最小限にとどめているか。		
ニ　発明に係る文書等を特定区域から持ち出すときは、あらかじめ、その理由及び方法を示して、情報管理責任者の承認を得ることとしているか。	□	
ホ　発明に係る文書等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行っているか。	□	
ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、発明に係る文書等の盗難及び紛失を防止するための措置を講じているか。	□	
四　技術的な情報管理に関する措置の状況		
イ　電子計算機において発明に係る情報を取り扱うことができる者を限定するための措置を講じているか。	□	
ロ　発明に係る情報を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための措置を講じているか。	□	
ハ　イ及びロに掲げるもののほか、電子計算機における発明に係る情報の漏えいを防止するための措置を講じているか。	□	

（記載上の注意）

それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講じていることを証する書類を添付すること。

3　変更の予定

（１又は２に記載した事項について、本様式の提出後に変更の予定があるときは、その変更の内容を記載すること。）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。